

優先株に関する有価証券上場規程の特例

(昭和51.9.1制定)

(目 的)

第1条 この特例は、上場会社が発行する優先株の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

(平成18.5.1変更)

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(新規上場申請)

第2条 優先株の新規上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 当取引所所定の有価証券上場申請書
- (2) 新規上場申請のための有価証券報告書
- (3) 当取引所所定の様式による利益計画等に関する概要書
- (4) 当取引所所定の様式による当該優先株の分布状況表
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、当取引所が上場審査のため必要と認めて提出を求める書類

(平成10.12.1、13.4.1、14.4.1、18.5.1、21.1.5、令和4.4.4変更)

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、設立される会社の発行する優先株については、その設立前においても、新設合併、株式移転又は新設分割を行う上場会社の株主総会の決議後に限り、その新規上場を申請することができる。この場合における新規上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

- (1) 有価証券上場規程第208条第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券(優先株を除く。以下同じ。)が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。
- (2) 有価証券上場規程第214条第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券が同項第1号又は第3号の適用を受けるとき。
- (3) 有価証券上場規程第220条第1号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)又は第3号(上場会社の株式移転に係る部分に限る。)に掲げる場合において、設立される会社の株券が同条第1号又は第3号の適用を受けるとき。
- (4) 上場会社が人的分割である新設分割を行う場合において、当該人的分割により設立される会社が発行する株券について当該人的分割前に新規上場申請が行われたとき。

(平成13.4.1追加、15.4.1、17.6.20、18.5.1、令和4.4.4変更)

3 前項の規定に基づき設立前に新規上場申請する場合は、第1項第2号から第5号までに定める書類のうち新規上場申請時に提出することができない書類(当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

4 前3項の規定により新規上場申請が行われた日から起算して1年以内に新規上場が行われなかった場合には、当該新規上場申請は効力を失うものとする。

(平成13.4.1追加、14.4.1、18.5.1、21.1.5、令和4.4.4、5.3.13変更)

(上場審査基準)

第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。

- (1) 新規上場申請銘柄の発行者が、次のaからcまでに適合していること。
 - a 新規上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
 - b 新規上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足る利益を計上する見込みのあること。
 - c 優先株の内容、企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。
- (2) 新規上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。
 - a 1単位以上の優先株の所有者数が、上場の時までには、300人以上となる見込みのあること。
 - b 流通株式の数が、上場の時までには、2,000単位以上となる見込みのあること。
 - c 当該銘柄（振替法第2条第1項に掲げるものに限る。）が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までには取扱いの対象となる見込みのあること。
 - d 新規上場申請に係る優先株の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までには制限を行わないこととなる見込みのあること。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。
 - e 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

(昭和57.10.1、58.11.1、61.11.1、平成4.2.1、11.2.1、13.10.1、14.4.1、15.1.6、15.4.1、18.5.1、21.1.5、21.11.9、令和4.4.4変更)

(上場契約)

第3条の2 当取引所が優先株を上場する場合には、当該新規上場申請に係る優先株の発行者は、当取引所所定の優先株上場契約書を提出するものとする。ただし、当取引所の上場優先株の発行者が他の優先株の新規上場を申請する場合には、提出を要しない。

(平成13.4.1追加、14.4.1、令和4.4.4変更)

(優先株の市場区分)

第4条 優先株は、当該優先株を発行する上場会社の株券と同一の市場区分に指定する。

(平成18.5.1、令和4.4.4変更)

(新規上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第4条の2 上場優先株の発行者は、第2条第1項の規定により提出した書類のうち、当取引所が必要と認める書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平成18.5.1追加、令和4.4.4変更)

(会社情報の開示)

第4条の3 上場有価証券の発行者が上場優先株の発行者である場合には、当該上場有価証券の発行者が行う会社情報の適時開示等について、有価証券上場規程第4章に定めるところによるほか、本条に定めるところによらなければならない。

(平成18.5.1追加、令和4.4.4変更)

- 2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株の発行者は、有価証券上場規程第404条第1項又は第2項の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針について、併せてその内容を開示し

なければならない。

(平成18.5.1追加、21.11.9、令和4.4.4、6.4.1変更)

- 3 前項の上場優先株の発行者の業務執行を決定する機関が、直近に公表された取得についての方針の変更を決定した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(平成18.5.1追加)

(上場廃止基準)

第5条 上場優先株の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する優先株全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 優先株上場契約について重大な違反を行った場合又は優先株上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- (2) 上場優先株の発行者が発行者である株券が有価証券上場規程第601条又は第602条のいずれかの基準に該当した場合(同規程第601条第16号(同規程第602条第1項第4号又は第2項第3号による場合を含む。)に該当した場合のうち当取引所が適当と認める場合を除く。)

(平成7.1.4、8.1.1、10.12.1、11.2.1、13.4.1、15.4.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、30.3.31、令和4.4.4変更)

- 2 優先株の上場銘柄が次の各号(上場優先株の発行者が所定の期限の到来により当該上場優先株の取得を行う旨又は取得を行うことができる旨の定めがある場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあっては、第4号を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 1単位以上の優先株の所有者数が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによるものとする。
- (2) 流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによるものとする。
- (3) 優先株としての存続期間が満了となる場合
- (4) 毎年6月末日以前又は12月末日以前6か月間における上場優先株の月平均売買高が3単位未満である場合において、6か月以内に3単位以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによるものとする。
- (5) 当該銘柄(振替法第2条第1項に掲げるものに限る。)が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (6) 優先株の譲渡につき制限を行うこととした場合。ただし、特別の法律の規定に基づき優先株の譲渡に関して制限を行う場合であって、かつ、その内容が当取引所の市場における売買を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。
- (7) 上場優先株の発行者が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- (8) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

(昭和52.3.31、57.10.1、58.4.1、58.11.1、61.11.1、平成8.1.1、9.1.1、10.12.1、11.2.1、13.10.1、14.4.1、15.1.6、17.2.1、18.5.1、21.1.5、21.11.9、令和4.4.4、6.4.1変更)

- 3 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場優先株の発行者についての前項第1号及び第2号の規

定の適用については、株主基準日における優先株の所有者数及び流通株式の数を事業年度の末日における優先株の所有者数及び流通株式の数とみなすものとする。

(平成30.3.31追加、令和4.4.4変更)

(上場維持基準の適合状況に関する開示)

第5条の2 上場優先株の発行者は、前条第2項第1号に定める「1単位以上の優先株の所有者数が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合」、同項第2号に定める「流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満である場合」又は同項第4号に定める「毎年の6月末日以前又は12月末日以前6か月間における上場優先株の月平均売買高が3単位未満である場合」に該当することとなったときには、その内容を開示しなければならない。

(令和4.4.4追加)

(上場廃止日)

第6条 上場優先株の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、当取引所が定める。

(平成21.11.9追加)

(監理銘柄の指定)

第7条 上場優先株が上場廃止となるおそれがある場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場優先株を監理銘柄に指定することができる。

(平成21.11.9追加)

(整理銘柄の指定)

第8条 上場優先株の上場廃止が決定された場合には、当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、上場廃止日の前日までの間、当該上場優先株を整理銘柄に指定することができる。

(平成21.11.9追加)

(上場手数料及び年間上場料)

第9条 新規上場申請優先株の発行者及び優先株の上場会社は、当取引所が定める上場手数料及び年間上場料を支払うものとする。

(平成13.4.1、14.4.1、17.6.20変更、21.11.9第6条を第9条に繰下、令和4.4.4変更)

付 則

この特例は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和52年3月31日から施行する。
- 2 昭和52年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日以後1年以内に到来する決算期における第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第5条第2項第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

(平成17.2.1第5項を第2項に繰上)

付 則

この改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第1項第3号及び昭和57年10月1日改正付則第2項及び第3項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式会社については適用しない。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月6日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和4年4月4日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第3条の規定は、施行日以後に新規上場を行うことが見込まれる者から適用する。
- 3 改正後の第5条及び第5条の2の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和5年3月13日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の3の規定は、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

(変更)

[昭和52.3.31、57.10.1、58.4.1、58.11.1、61.11.1、平成4.2.1、7.1.4、8.1.1、9.1.1、10.12.1、11.2.1、13.4.1、13.10.1、14.4.1、15.1.6、15.4.1、17.2.1、17.6.20、18.5.1、21.1.5、21.11.9、30.3.31、令和4.4.4、5.3.13、6.4.1]